

ビリーフチェンジプログラム業務委託契約書

ブリリアント・パートナー 代表 小山由稀（以下、「甲」という。）と 酒井洋子さん（以下、「乙」という。）とは、乙が甲へのプログラムサポート業務を委託するにあたり、以下のとおり合意する。

第1条（目的）

本契約は、甲が、本契約第5条に定める有効期間において、本契約第7条に定める乙の協力を得つつ、乙の現状、ニーズ等を把握しまた甲が蓄積してきた知識、経験等を活用してプログラムサポートを実施し、乙の課題解決等を支援することを目的とする。

第2条（業務内容）

乙は、甲に対し、乙の課題解決に寄与するため、下記の事項のプログラムサービスを提供（以下、「本プログラム」という。）することを委託し、甲はこれを受任する。

【ビリーフチェンジプログラム】プラチナモニターコース

対象者：酒井洋子氏（状況により酒井悠里さん）

- ・ZOOMにて個別サポート（1回・90分） 全12回

【以下特典サービス内容】

- ・完全個別メールサポート（本コンサル期間中無制限：通常期間中で12万円分相当・返信3日以内）
※ただし、本プログラムの目的を達成するために必要なものに限る
※メール相談は無制限ですが常識の範囲内
- ・セッション内容の動画サポート（コンサル期間中12回・9万円相当）
(zoom録画後、3日以内にYouTube限定公開にて送付 守秘義務により同居家族のみ共有可。
悠里さん動画に関しては、ご本人の許可なく家族間であっても開示は致しません。)
- ・緊急電話サポート（期間中6回まで・1回1時間以内、12万円相当）
※緊急とて双方のスケジュール調整にて直近での対応となります。
- ・随時、アファーメーション（肯定的な解釈など脳の使い方）のご提案（期間中18万円相当）
- ・各種セルフワークシート（著作権付き・5万円相当） ※必要に応じてご提案
- ・必要に応じたフォローアドバイスシート（著作権付き・6万円相当）
- ・本プログラム終了後、月額リピートサポートコース参加権（別途、内容調整の上費用の決定）
(1ヶ月：1回面談・メールサポート付き 3万円より)
- ・ご紹介感謝料制度参加権
(本プログラムをご紹介いただきご成約に繋がった場合、ご成約後1ヶ月後にご成約金額の一部を感謝料として商品券などでお支払いいたします。)
- ・本来2021年12月からの契約となります。2021年11月16日からの対応とさせていただきます。

第3条（契約内容と支払い）

乙は甲に対し、カード一括払いにて本サポート料金を支払う。（2021年11月16日決済済み）
料金は、下記のとおりとする。

- ・本プログラム（プラチナモニターコース）料金（合計）：40万円

第4条（契約期間）

甲は乙に対して、乙の発展の寄与のため、6ヶ月間の本プログラムサポート業務を行い、終了する。甲、乙のどちらかが、健康上の原因で本プログラムサポート業務を遂行できなかつた場合は、この限りではない。この場合は、甲と乙の協議の上で決定する。

契約期間は、2021年11月16日から2022年5月31日までとする。

第5条（更新）

本プログラムサポート業務終了後、乙が甲に対し、引き続き甲の本プログラムサポートを受けることを希望する場合は、甲と乙の同意があれば甲乙協議した上で決定する。なお、継続して本プログラムサポートを受ける場合、本契約第2条、に定める月額リピートサポートコースの内容のみ有効として、その他料金を除き、本契約を準用する。

第6条（甲の義務と乙の協力等）

- 1 甲は、本プログラムサポートを善良なる管理者の注意をもって実施する。
- 2 乙は、自らの課題解決等できるかどうかは、乙自身の行動・努力・周囲の環境等諸般の事情に左右されるものであることを了承し、本プログラムの実施に際し、甲への必要な情報の提供、甲からの要請事項や作業について、誠意をもって積極的に協力することとする。

第7条（プログラムの内容及び方法）

- 1 本プログラムに基づくサポートの内容は、甲乙協議のうえ、その都度、適切であると判断した内容を扱うものとする。
- 2 プログラムの方法は、ZOOM（その他インターネット等を介した通話サービスを含む。以下「ZOOM等」という。）の方法によるものとする。
- 3 乙が本プログラムに関して何らかの緊急事態が発生した場合には、電話もしくはメールにて甲へと連絡することができる。ただし、その際に甲が応電できなかった場合には、甲乙改めて時刻を協議した上で、再度乙より甲に電話にて連絡をする。

※相談に対応するものではない。

第8条（プログラムの日時）

- 1 本プログラムにおいて、サポートの実施日程は、甲乙協議のうえその都度調整することとする。
- 2 プログラムのサポートの実施日時を変更する場合には、サポート実施日の前日までに甲にその旨を通知し、代替日について協議し決定する。
- 3 プログラムサポートの開始予定時刻から30分以上が経過したが、乙からのZOOM等のエントリーがなく、かつ乙から事前の連絡がない場合、甲は、乙が当該開催日のプログラムサポートをキャンセルしたものとみなすことができる。

第9条（守秘義務等）

- 1 甲と乙は、本プログラムサポートで知り得た甲及び乙の営業秘密あるいは個人情報を、相手方の承諾なく第三者に開示してはならないものとする。
- 2 甲は、乙の承諾かつ対価の支払いなしに、乙の本プログラムによる成果（以下「成果物」という。）をWebサイトやチラシ等の広告物に掲載（セミナー等の講演も含む。）することができる。
ただし、個人情報を含まないよう加工する等、公開時には最大限に配慮するよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定は、本プログラム契約終了後も同様とする。

第10条（知的財産等）

- 1 本プログラムに付随して甲が乙に交付するテキストその他の資料（紙媒体及びデータによるもの双方を含む。以下「著作物等」という。）について、その知的財産権（著作権及びその他知的財産に関する一切の権利を含みます。以下「知的財産権等」という。）は、甲に帰属する。
- 2 乙は、予め甲の承諾なしに甲の著作物等を使用してはならない。具体的な例として、次の各号のいずれかに該当する行為を禁止する。なお、本契約終了後も同様とする。
 - (1) 著作物等をそのまま流用し商用利用する行為
 - (2) 著作物等を乙の著作物であると誤認させる、あるいは誤認する可能性のある表示を行う行為
 - (3) その他、甲が著作権法に基づき不適切な利用方法である判断された行為
- 3 本プログラムにおいて、乙から甲へと提供される情報及び納入物について、第三者の知的財産権等を侵害しないよう万全の注意を払うこととする。

第11条（中途解約）

- 1 本プログラムを中途解約（契約期間の全講義及び全個別プログラムサポート終了後の場合を除く。）する場合には、速やかに乙から甲へと申し出を行うこととする。
- 2 甲が、乙に対し信頼関係が破壊されたと判断したとき、契約を継続しがたいやむを得ない事情があるときは、甲の判断で本プログラムサポート契約を解除することができる。

第12条（損害賠償）

- 1 本プログラムに基づく結果責任は、甲には発生せず、乙は、本プログラムに基づき行動した結果を不服として、甲に対する損害賠償その他一切の請求をしないものとする。
- 2 甲は、本プログラムの結果に起因して発生した第三者への損害等について、一切の責任を負わないものとする。ただし、甲の故意または重大な過失による場合は、この限りでない。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙互いに誠意をもって協議の上解決するものとする。

第14条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第15条（裁判管轄）

本契約に関わる紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、甲乙は署名の上、保管する。

2021年 11月 16日

甲 住 所 浜松市中区佐藤1-3-17-1004

TEL 090-1094-7895

名 前 ブリリアント・パートナー
代表 小山由稀

乙 住 所

TEL

名 前